

府立学校における今後の教育活動等について

令和4年10月26日

大阪府教育庁

1 基本的な考え方について

現在、府内における新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は減少傾向にあるが、府立学校における臨時休業は一定数生起している状況である。このような状況を踏まえ、府立学校においては、子どもたちの健やかな学びを保障するため、通常形態で教育活動を継続するが、児童生徒等間の感染から家庭内感染へ広がる懸念等もあることから、引き続き、徹底した感染症対策に取り組む。

2 基本的な感染症対策の徹底について

(1) 基本的な感染症対策の徹底

基本的な感染症対策の重要性は変わるものではなく、引き続き、基本的な感染症対策（「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「適切なマスクの着脱」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等）を徹底する。常時換気が難しい場合は30分に1回以上窓を開けて換気を行う。マスクの着用が必要ない場面にも留意しつつ、身体的距離が確保しにくい状況や、十分な換気が難しい状況等においてマスクを外す際には会話を慎むよう指導するなど感染症対策を徹底する。

また、下校時等の児童生徒どうしによる飲食については厳に慎むよう指導する。

なお、基本的な感染症対策の実施にあたっては、「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校での教育活動等を行うにあたって～（令和2年12月25日）」（以下「感染症対策マニュアル」という。）のP. 4～20を参照すること。

(2) 健康観察の徹底

児童生徒等、教職員とも、登校出勤前に自宅にて検温・健康観察の実施を徹底する。「けんこうかんさつカード」等を活用するなどにより、日々の健康状態を把握するとともに、体調が悪い時は自宅での休養を促し、無理して登校又は勤務しないよう指導する。

また、登校後は児童生徒等の体調観察に努め、体調の不調を確認した場合は速やかに教職員が連携し迅速な対応をとる。

教職員が発熱等の風邪症状がある時は休みを取り、積極的に受診しやすい環境を整える。

(3) 給食・食事時の指導や食堂の利用等

食事の前後の手洗いを徹底するとともに、「机を向かい合わせにしない」、「食事時の会話を控える」、「食事後には必ずマスクをつける」など、飛沫の飛散防止の対応を行う。

(4) 食堂における感染症対策

食堂運営事業者と協議・相談の上、食堂での感染予防対策を実施する。

なお、感染予防対策の実施にあたっては、「感染症対策マニュアル」P. 34～35の「食堂の利用について」を参照すること。

○ 食堂における感染予防対策の例

- ・テーブル上やカウンターでのパーティションの設置等、飛沫感染を防ぐための対策を行う。
- ・換気を徹底するとともに、CO₂モニターを設置するなど換気の状況を確認する。
- ・座席に一定の間隔をあける、一方向のみに座る等、密着・密集を防ぐための座席配置を行う。

…等

3 教育活動上の対応について

(1) 教科活動

教科活動は感染症対策を徹底したうえで実施する。

なお、以下に例を挙げるような、マスク着用等の感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動を実施する場合は、児童生徒等の「接触」「密集」「近距離での活動」「向い合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどの対応をとること。また、できるだけ個人の教材教具を使用させ、児童生徒等どうしの貸し借りはしないよう指導するとともに、器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒等が長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となるグループワークやグループ活動、ディスカッション等」、「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年12月10日）参照）
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習」・図画工作、美術や工芸等における「児童生徒等同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・理科における「児童生徒等同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・体育、保健体育における「児童生徒等が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(2) 体育の授業実施上の留意点

可能な限り屋外で実施する。屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。

なお、実技を伴う体育の授業の実施にあたっては、「感染症対策マニュアル」のP.26～28を参照すること。

運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼気が激しくなる運動を行う際には、十分な呼吸ができなくなるリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外す。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。

また、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒等の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒等との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意する。（「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等の終了を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年9月28日、文部科学省事務連絡）の4参照）

(3) 学校行事等

実施にあたっては、十分な感染症対策を講じるとともに、「児童生徒等が長時間にわたり密集又は近距離で行う活動」「近距離で一斉に大声を出す活動」等感染リスクの高い活動を実施する場合は、特に感染症対策を徹底する。

また、発声を伴う活動を行う場合は、原則マスクを着用し、室内では換気を徹底したうえで、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空けるなど対策を講じること（ただし、屋外で、十分な距離〔最低2m〕を確保して、向かい合わずに行う場合には、マスクを着用せずに行うことも考えられる。屋外に準じる程度に十分に換気の行き届いた空間においても同様とする）（「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年12月10日）参照）。

また、保護者等の来場者については、行事の趣旨や会場の収容人数等を踏まえ、例えば、会場内

での身体的距離を人と人とが接触しない程度の間隔を確保できることなどを目安として、必要に応じて人数を制限する。

(4) 府県間の移動や泊を伴う教育活動

府県間の移動を伴う教育活動（修学旅行や校外学習など）は、十分な感染症対策を講じたうえで実施する。

また、修学旅行等、泊を伴う教育活動については、取消料が発生する概ね21日前をめどに、実施の可否について、「修学旅行の実施（新型コロナウイルス感染症対策）に係るガイドライン（令和4年8月25日改訂）」の内容を踏まえ慎重に判断することとし、実施する場合は、現地でのアクティビティ、食事、入浴、就寝前等あらゆる場面において感染症対策を徹底する。

(5) 部活動

部活動は、十分な感染症対策を講じたうえで実施する。

活動する際は、『感染症対策マニュアル「部活動に関する留意事項」P. 31～33』を徹底するとともに、以下の点に留意する。

ア 生徒の健康状態を把握したうえで活動を行うこととし、発熱や風邪症状がある場合は活動への参加を見合わせるよう指導を徹底する。

イ 普段の練習においては、十分な感染症対策を講じるとともに、「生徒どうしが近距離で向合う活動」「身体接触を伴う活動」「大きな発声や激しい呼気を伴う活動」等感染リスクの高い活動を実施する場合は、特に感染症対策を徹底する。

ウ 用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒する。

エ 部活動休憩時においては生徒どうしで会話をしながら飲食することを控えるとともに、登下校時や公式戦会場等への移動時においては生徒どうしで食事すること自体控えるよう、特に指導を徹底する。

オ 部室や更衣室等、共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行うとともに、可能な限りマスクを着用するよう指導を徹底すること。

カ 直近の3日間に同一部内で陽性者や濃厚接触者が複数（15%以上）確認された場合は、当該部活動を3日間停止するなど、感染防止対策を徹底すること。

キ その他、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等の終了を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年9月28日、文部科学省事務連絡）の別紙1の内容に留意すること。

(6) 支援学校における具体的な活動場面における対応

「感染症対策マニュアル」のP. 38及び「新型コロナウイルス感染症に係る府立支援学校における留意事項」等を参照する。

(7) その他の教育活動における対応

図書館、清掃活動、休み時間、登下校等における対応については、「感染症対策マニュアル」のP. 35～38を参照する。

4 児童生徒等の心のケア等について

(1) 心のケア等

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、児童生徒等の不安やストレスが高まることが懸念される。一人ひとりの心身の状況把握に努めるとともに、保護者やスクールカウンセラー等の専門家と連携しながら、教職員全体で対応する。

また、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について」（令和3年7月14日付け教保第1599-2号）の内容等を含め、新型コロナウイルス感染症に関わっての偏見や差別、いじめが生起しないよう十分留意する。（「感染

症対策マニュアル」P. 21～22参照)

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る不安を感じる児童生徒等への対応

新型コロナウイルス感染症が感染拡大していること、家族に体調不良者やPCR検査受検者がいることなど、同感染症への不安を感じる児童生徒等からの相談に対しては、可能な限りその意向等を尊重する。そのうえで、新型コロナウイルス感染症に係る不安を感じて登校しない児童生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、「5 児童生徒等に対する学びの保障等について」のとおり個別に対応する。

また、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として扱う。

支援学校幼稚部においても同様の扱いとなる。幼稚部幼児指導要録には、「出席停止・忌引等の日数」の記載欄がないため、備考欄に「保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」である旨を記載する。

なお、すべての児童生徒等及びその保護者等に対して、同感染症への不安を感じて登校しない場合は、欠席扱いとはしないことやオンライン等を活用して学びの保障等を行うことについて、周知徹底を図ること。

(3) 児童虐待への対応

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、雇い止めや在宅勤務等、保護者の就業状況の変化により、生活困窮や家庭内の緊張関係が高まり、児童虐待が生起することが懸念される。各市町村の要保護児童対策地域協議会等の関係機関や、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、学校組織として、児童生徒等の状況把握に努める。

児童虐待あるいはその疑いがある場合には、ためらわず子ども家庭センターまたは市町村の福祉部局等に通告を行う。

5 児童生徒等に対する学びの保障等について

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る不安を感じて登校しない児童生徒等に対する学びの保障等について

児童生徒等の状況に応じた学びの保障等を行っていくことが重要であり、その際には、児童生徒等や保護者の意向も踏まえ、積極的にオンラインを用いた学びの保障(※)を行う。

また、濃厚接触者等に特定された児童生徒等についても、児童生徒等や保護者の意向も踏まえ、同様の支援を実施する。

(2) 臨時休業となった際の学びの保障等について

感染症や災害発生時等の非常時においては、児童生徒等の規則正しい生活習慣を維持するとともに、学習に著しい遅れが生じることがないように、オンラインを用いた学びの保障を行うことが重要である。また、児童生徒1人1台端末を活用した、これまで以上に積極的な取り組みが求められていること等を踏まえ、非常時におけるオンラインを活用した学びの保障ガイドラインに基づき、原則として、臨時休業決定後3日めまでにはオンラインを用いた学びの保障(※)を開始する。あわせて、学習内容のさらなる充実や児童生徒等の心理的な支援という観点から、実施に際しては、同時双方向型学習やオンデマンド動画を積極的に取り入れる。(「感染症や災害の発生時等の非常時におけるオンラインを活用した学びの保障について」(令和3年10月5日付け教高第2820号)参照)

(※) オンラインを用いた学びの保障例

(7) Google MeetやZoom等を用いた同時双方向型での支援

- ・ 教室で行っている授業を配信
- ・ 登校しない児童生徒等を対象とした講義
- ・ 質問対応
- ・ ホームルームや個別懇談

- (イ) Youtube等を用いたオンデマンド型での支援
 - ・ 授業を録画して配信
 - ・ 課題のポイントを解説した動画の配信
- (ロ) Google Classroom等を使った支援
 - ・ 課題を送受信
 - ・ チャット機能を用いた質問対応

6 児童生徒等又は教職員に陽性者が確認された場合の対応について

オミクロン株の流行状況等を踏まえ発出された、令和4年7月25日付け文部科学省事務連絡「濃厚接触者の待機期間の見直し等について」及び令和4年7月27日付け府健康医療部長通知「第七波の感染急拡大を踏まえたさらなる保健所業務の重点化について」並びに「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022. 4. 1 Ver. 8）（文部科学省作成）」、「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」において示された府の方針等を踏まえ、府立学校の児童生徒等又は教職員において新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合の対応については以下のとおりとする。

なお、濃厚接触者及び陽性者の出席停止又は職務に専念する義務の免除の期間は、濃厚接触者として待機を求められている期間及び陽性者にかかる療養期間に対応した期間として運用する。（令和4年7月25日付け教保第1823号「濃厚接触者の待機期間の見直し等について（通知）」、令和4年9月8日付け教保第2069号「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて（通知）」参照）

(1) 政府及び府健康医療部が示す、陽性者及び濃厚接触者にかかる基本的事項について

本事項は別紙改訂時の情報であり、変更が生じた場合は適宜、通知等により示すものとする。

① 濃厚接触者の待機期間について（参考：令和4年7月25日付け文部科学省事務連絡）

ア 濃厚接触者…最終曝露日を0日目として起算

- ・ 待機期間 = 最終曝露日（陽性者との最終接触等）から5日間（6日目解除）
- ・ 抗原定性検査キットにて2日目及び3日目に陰性が確認できれば、最短で3日目の陰性を確認した後から待機解除が可能となる。（社会機能維持者にかかわらず待機解除可能）
- ・ 7日間は「感染リスクの高い行動（※1）」を控えるとともに、検温など健康状態の確認を継続。
- * 待機解除のタイミングは2日間ともに陰性を確認した後からとする。
 - 例）待機期間3日目の登校・勤務前に2回目の陰性が確認されれば、3日目に登校・勤務可。
 - 例）検査実施日が、待機期間の3日目と4日目の場合、4日目の登校・勤務前に陰性を確認した後、4日目に登校・勤務可。
- * 同居家族として濃厚接触者に特定された者の場合は、陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）又は発症後住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として起算。

② 有症状又は無症状患者の療養期間等について（参考：令和4年9月7日付け厚生労働省事務連絡）

ア 有症状患者…発症日を0日目として起算 [人工呼吸器等による治療を行った場合を除く]

⑦. ①以外の者

- ・ 発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。
（症状の軽快状況によっては、療養期間が7日間を超える場合があることに留意すること）
- ・ 10日間が経過するまでは感染リスクが残存することから自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。
- ・ 感染予防行動の徹底 = 検温など自身による健康状態の確認
「感染リスクの高い行動（※1）」を控える
マスクを着用すること …等

⑧. 現に入院している者 [高齢者施設に入所している者を含む] 《従来から変更無し》

- ・ 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除を可能とする。
（症状の軽快状況によっては、療養期間が10日間を超える場合があることに留意すること）

イ 無症状患者 …検体採取日を0日目として起算

- ・ 検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。《従来から変更無し》
- ・ 抗原定性検査キットにて5日目に陰性が確認できれば、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。
- ・ 7日間を経過するまでは、感染リスクが残存することから自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。
- ・ 感染予防行動の徹底 = 検温など自身による健康状態の確認
「感染リスクの高い行動（※1）」を控える
マスクを着用すること …等

* 無症状患者の療養期間を短縮する場合、療養解除のタイミングは、5日目に陰性を確認した翌日（6日目）からとする。

例）療養期間5日目に陰性が確認されれば、6日目以降に登校・勤務可。

例）検査実施日が療養期間6日目の場合、陰性を確認後、7日目以降に登校・勤務可。

※1 「感染リスクの高い行動」例

- ・ ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問
- ・ 不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントへの参加
- * 上記は、個人の行動を示すものであり、別紙で示されている、上記3(1)「感染リスクの高い学習活動」や上記3(3)「感染リスクの高い活動」とは別であることに留意すること。
- * 体調不良時の受診等を目的とした医療機関への訪問は除く。

ハイリスク者	高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方
ハイリスク施設	ハイリスク者が多く入所、入院する医療機関を含む施設
【重症化リスクの高い方】悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患（COPD等）、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満（BMI30以上）、臓器の移植、免疫抑制剤・抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下の者…等	

③ 濃厚接触の可能性の判断等について〔府民等に示されている基準〕

（参考：大阪府健康医療部HP）（※2）

ア. 濃厚接触の可能性の判断

陽性者の感染可能期間中に、以下㉞～㉟のいずれかを満たす方は濃厚接触となります。

- ㉞ 手で触れることの出来る距離（目安として1m）で、マスクなしで15分以上話しをした者
- ㉟ 車内等で長時間（1時間以上）の接触（「会話」や「共有のものを使用」）があった者
- ㊱ 陽性者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
（例：医療従事者・介護職など）
- ㊲ 適切な感染防護なしに陽性者を診察、看護若しくは介護していた者
（例：医療従事者・介護職など）

イ. 濃厚接触者となる者

- ・ 患者と（患者の感染可能期間中に）同居〔生活を共に〕していた者
（同居の場合は、濃厚接触者となります。）

【感染可能期間】	陽性者が有症状の場合	= 発症2日前から療養終了日まで。
	陽性者が無症状の場合	= 検体採取日の2日前から療養終了日まで。

※2 大阪府健康医療部HP：陽性者と濃厚接触の可能性がある場合の対応について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/youseinokoujigyoku.html>

- ・ 濃厚接触者の方へ

[https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/23711/00419242/noukousessyokusya%20%20\(6\).pdf](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/23711/00419242/noukousessyokusya%20%20(6).pdf)

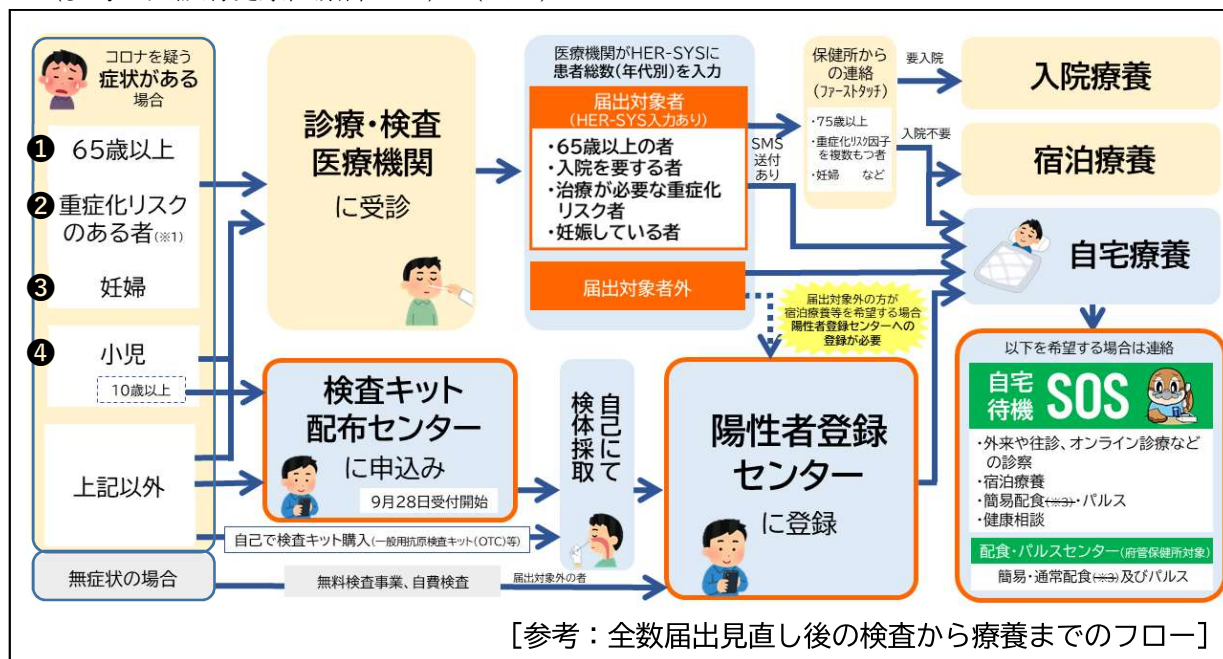
- ・ ～ハイリスク施設や保育所・幼稚園・小学校等で感染者が発生した場合～

[https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/23711/00419242/20220722_20220318_highriskflow%20%20\(2\).pdf](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/23711/00419242/20220722_20220318_highriskflow%20%20(2).pdf)

- ・ 新型コロナ陽性者と同居している方の対応フロー～全ての同居者は濃厚接触者です～

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/23711/00419242/doukyokazoku.pdf>

④「全数届出見直し後の検査から療養までのフロー」について
(参考：大阪府健康医療部HP) (※3)



コロナを疑う症状がある場合で、「①65歳以上」「②重症化リスクの高い方[上記6(1)参照]」「③妊婦」「④小児(10歳未満)」等に当てはまる方は、診療・検査医療機関に連絡し受診するよう指導してください。

コロナを疑う症状がある場合で、上記①～④以外の方がコロナの感染を確認する場合には、「抗原定性検査キットの配布事業[大阪府検査キット配布センター](※4)」が活用できます。(検査キット配布センターから検査キットがご自宅に届きます)。ただし、息苦しさや呼吸困難がある場合は診療・検査医療機関に連絡し受診するよう指導してください。

抗原定性検査キットで自己にて検体採取し、陽性判明した場合は、陽性者登録センターへ登録してください。速やかに自宅等で療養を開始してください。

《抗原定性検査キットの配布事業(大阪府検査キット配布センター)について》

- * 検査キットの申込対象者
 - ・大阪府内に在住する10歳～64歳である
 - ・発熱、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、鼻汁、咽頭痛等の症状がある
[10歳～64歳に該当する年齢であっても、息苦しさや呼吸困難がある場合は医療機関を受診]
 - ・重症化リスクの高い方[上記6(1)参照]に該当する基礎疾患等がない
 - ・妊娠していない
- * 新型コロナウイルスを疑う症状がある際に、ご自身が検体採取して検査をするために使用。
[検査陽性となれば、速やかに自宅等で療養を開始できます。]
- * 症状が無い方、濃厚接触者の待機期間短縮や自宅療養者の療養期間短縮を目的とする場合は申込できません。

- ※3 大阪府健康医療部HP：新型コロナウイルス感染症にかかる電話相談窓口について
『全数届出見直し後の検査から療養までのフロー』
<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona-denwa.html#kin>
- ※4 抗原定性検査キットの配布事業(大阪府検査キット配布センター)
https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/kensataisei/kensakit_haihu.html

[上記6(1)①～④]にかかる補足事項

- * 使用する抗原定性検査キットは薬事承認されたもの(医療用検査キット[体外診断用医薬品]又は一般用検査キット「OTC」[第1類医薬品])とする。

[研究用]と表示されているものは国が承認したものではありません。

なお、現時点で、無症状者に対する唾液検体を用いた抗原定性検査キットの使用は推奨されていないため、無症状者が抗原定性検査キットを用いる場合は鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いること。

- * 療養期間及び待機期間の解除及び短縮にかかわり、証明書の提出や保健所や医療機関への確認は不要。

(2) 学校における陽性者との接触状況に応じた対応について

支援学校においては、これまで所在地を管轄する保健所と連携し濃厚接触者の特定（令和4年7月22日一部改正厚生労働省事務連絡「1（3）ハイリスク施設で感染者が発生した場合」に準じた対応）を進めてきたところだが、この度、中学校及び高等学校と同様（※5）に、保健所等による学校における濃厚接触者の特定が実施されないこととなったため、教育活動上の接触による濃厚接触者の候補者の特定は不要となる。

よって、濃厚接触者の候補者を特定するためのリストの作成及び保健所への提出は不要。

ただし、学校における感染拡大を防止するため、陽性者等への聞き取りは引き続き実施し、以下の①～③に示す陽性者との接触状況に応じた対応を行うこと。

※5 府内の小学校及び幼稚園等においても同様。

政令指定都市を除く府内市町村立小学校及び幼稚園等においては令和4年7月28日付け教小中第3423号通知「市町村立学校園における今後の教育活動等について」にて、府内私立小学校及び幼稚園等については令和4年7月28日付け教私第1893号通知「私立学校における今後の教育活動等について」にて、「中学校及び高等学校と同様に、小学校、幼稚園等についても保健所による濃厚接触者の特定が実施されないこととなったため、教育活動上の接触による濃厚接触者の候補者の特定は原則不要。」となった旨が示されています。

① 基本的な感染対策を行わずに陽性者と感染可能期間中に飲食を共にした者等への対応について

教育活動において、陽性者と接触（「濃厚接触の可能性の判断[上記6(1)③ア]」に該当する接触）があった者のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者等は、陽性者と最終接触した日の翌日から5日間の出席停止（教職員においては職務専念義務免除の対象外となるため、在宅勤務等で対応）とすること。併せて、出席停止期間を含めた7日間は、感染リスクの高い行動を行わないよう指導するとともに、健康観察を徹底させ、発熱等の風邪症状が確認された場合は、医療機関へ連絡のうえ受診（必要に応じて新型コロナ受診相談センターや抗原定性検査キットの配布事業[大阪府検査キット配布センター]等を活用）するよう指導すること。

なお、新型コロナウイルス感染症は、現時点（令和4年3月）では、せき、くしゃみ、会話等のときに排出される飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等が感染経路と考えられている（※6）ことから、[上記6(1)③ア⑦「陽性者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者」や⑧「適切な感染防護なしに陽性者を診察、看護もしくは介護をしていた者」]については、飲食の場面や[上記6(1)③ア⑦]の状況に限らず、本対応と同様に出席停止とするなど、接触状況に応じた対応とすること。

例) 支援学校等における密着した介助場面等での陽性者の気道分泌液や体液等への接触

例) 飲食場面における「回し飲み」…等

出席停止期間については、濃厚接触者の待機期間への対応に準じることとし、出席停止期間が短縮された場合でも7日目までは、感染リスクの高い行動を行わないよう指導すること。

保健所への候補者リスト等の提出は不要であり、濃厚接触者ではないため教育活動への参加以外の外出の自粛については感染リスクの高い行動を除き、あくまでも協力要請の範囲にとどまる。

出席停止期間終了や短縮に係る保健所等への確認は証明書の提出を含め不要。

※ 6 文部科学省作成資料

「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」令和4年3月改訂

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

- ② 陽性者と感染可能期間中に接触し、「濃厚接触の可能性の判断〔上記6(1)③ア〕」に該当する接触のあった者への対応について（上記6(2)①に該当する者を除く）

教育活動において、陽性者と接触（「濃厚接触の可能性の判断〔上記6(1)③ア〕」に該当する接触）があった者に対しては、「上記6(2)①」に該当する者を除き、出席停止とする必要はない（出勤を控えさせる必要はない）が、陽性者と最終接触した日の翌日から7日間は、感染リスクの高い行動を行わないよう指導するとともに、健康観察を徹底させ、発熱等の風邪症状が確認された場合は、医療機関へ連絡のうえ受診（必要に応じて新型コロナ受診相談センターや抗原定性検査キットの配布事業〔大阪府検査キット配布センター〕等を活用）するよう指導すること。

保健所への候補者リスト等の提出は不要。

- ③ 泊を伴う行事等において、陽性者と感染可能期間中に同室であった者への対応について（同一世帯内の濃厚接触者と同条件に該当する者への対応について）

上記の状況に該当する者においては、〔上記6(1)③イ〕と同条件に該当する者として、濃厚接触者として出席停止（教職員においては職務専念義務免除）とすること。併せて、出席停止期間を含めた7日間は、感染リスクの高い行動を行わないよう指導するとともに、健康観察を徹底させ、発熱等の風邪症状が確認された場合は、医療機関へ連絡のうえ受診（必要に応じて新型コロナ受診相談センターに相談）するよう指導すること。

待機期間（出席停止期間）が短縮された場合でも7日目までは、感染リスクの高い行動を行わないよう指導すること。

なお、現在、一般的に、濃厚接触者に該当する者への連絡については、保健所等が府民等へ示す基準に則り、陽性者が濃厚接触者に該当する者に対して実施（連絡）し、また、その結果については、特に保健所への報告が求められていないことから、本対応についても、その対応に準じて「濃厚接触者の候補者リスト等を作成し、学校所在地を管轄する保健所に提出し共有する」事は不要とする。

また、本対応（泊を伴う行事等において、陽性者と感染可能期間中に同室であった者を濃厚接触者とする対応）については、保健所に相談のうえ、保健所が接触状況を踏まえ「濃厚接触者に該当としない」という判断を示された場合に、濃厚接触者として扱わないという対応を否定するものではない。

待機期間解除や短縮に係る保健所等への確認は証明書の提出を含め不要。

- * 教育活動外の個人的な接触については、確認する必要はないが、把握した場合は適切にご対応ください。個人的な接触への対応については、より一層個人情報の取扱いにご留意願います。
- * 教職員においても、①～③に示す児童生徒等への対応に準じること。

(3) 臨時休業の取扱いについて

○ 教育庁との協議において、次の場合に臨時休業を実施する。

- ・ 直近3日間の陽性者又は濃厚接触者（※7）が学級において複数（15%以上）確認された場合は、原則3日間の学級閉鎖とする。
 - ・ 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、原則3日間の学年閉鎖とする。
 - ・ 複数の学年を閉鎖することに加えて、閉鎖していない学年に陽性者が存在するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、原則3日間の学校全体の臨時休業とする。
- * 学年閉鎖については、それ以前の学級閉鎖に加えて行う場合がある。学校全体の臨時休業につ

いても同様。

* 部活動の活動停止については、[上記3(5)カ]に記載。

※7 ここでいう濃厚接触者は、保健所等の示す基準により濃厚接触者として特定された者（上記6(2)③を含む）を指す。

(4) 臨時休業期間における教職員の服務について

臨時休業期間において、新型コロナウイルス感染症の感染の防止のため、校長・准校長が教職員に対し、自宅での待機を命じた場合、当該教職員の服務については、職務に専念する義務の免除とする。この他、教職員の服務の取扱いについては令和3年6月3日付け教職企第1398号「新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について」を参照する。

(5) 教職員等が濃厚接触者と特定された場合の自宅待機期間について

教職員等が濃厚接触者と特定された場合の自宅待機期間については、[上記6(1)①]のとおり、5日間（6日目解除）とする。なお、濃厚接触者となった教職員等がやむを得ず出勤しなければならない場合は、抗原定性検査キット（※8）にて2日目及び3日目に陰性が確認できれば、3日目の陰性確認後に待機解除が可能となる。また、保健所への待機解除に係る確認や、医療機関及び保健所が発行する陰性証明の提出は不要。ただし、7日間は、「感染リスクの高い行動（※1）」を控えるとともに、検温など健康状態の確認を継続し、発熱等の風邪症状が確認された場合は、医療機関へ連絡のうえ、受診すること。

※8 抗原定性検査キットは、薬事承認されたもの（医療用検査キット[体外診断用医薬品]又は一般用検査キット《OTC》[第1類医薬品]）であり、かつ鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いたものとする。各校にて保管しているもしくは福利課より配付する抗原定性検査キットを使用してください。

(6) 臨時休業となった際の児童生徒等に対する学びの保障等については、[上記5(2)]を参照する。

(7) 陽性者を確認した場合の報告について

各学校における、一週間分の陽性者（感染者）の確認数等を、様式[感染者確認数等報告書（週報）]を活用し、文書提出システム（※9）にて提出すること。

- ・ 報告内容 … 月曜日から始まり日曜日に終了する一週間毎の感染者確認数等を報告
- ・ 報告期間 … 翌週の月曜日から火曜日（終日）まで

（月曜日及び火曜日の両日ともに祝日の場合は次の平日とする）

なお、1週間の陽性者（感染者）の確認数が「0」の場合、報告書の提出は不要。

※9 【感染症関連】文書提出システムによるデータ送信

<http://g218230.lan.pref.osaka.jp:28812/>

ファイル名： 学校番号_学校名_感染者週報_週開始日

例) 101_東淀川_感染者週報_1003

(8) 陽性者又は濃厚接触者が学級において複数（15%以上）確認された場合等の報告について

[上記6(3)]に当てはまる状況となった場合（当てはまらなないと断定できない場合を含む）は、府立中学校及び府立高等学校は、別添の様式[休業情報申請書]を、速やかに保健体育課までメール添付にて提出するとともに、電話連絡にて臨時休業措置について協議を行うこと。

なお、土、日、祝日に、メール添付にて様式を提出できない場合は、まずは電話にて報告し臨時休業措置について協議を行うこと。

また、府立支援学校においては、速やかに、支援教育課に状況を報告し臨時休業措置について協議を行うとともに、決定した臨時休業措置状況について、別添の様式〔休業情報申請書〕を、保健体育課までメール添付にて提出すること。土、日、祝日に、決定した臨時休業措置状況について、メール添付にて様式を提出できない場合は、次の勤務日の10時までに提出すること。

7 参考資料等

【教育活動等全般について】

「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」

(令和2年12月25日付け 教保第2197号)

「新型コロナウイルス感染症に係る府立支援学校における留意事項」

(令和3年5月10日付け 教支第1260号)

【授業や学校行事等について】

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（依頼）」 (令和2年12月10日付け 教高第3162号)

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等の終了を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」

(令和3年9月28日付け 事務連絡〔文部科学省〕)

「修学旅行の実施（新型コロナウイルス感染症対策）に係るガイドライン（令和4年8月25日改訂）」

(令和4年8月25日付け 教高第2615号)

【部活動等について】

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等の終了を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」

(令和3年9月28日付け 事務連絡〔文部科学省〕)

【児童生徒等の心のケア等について】

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方や留意点等について」

(令和3年7月14日付け 教保第1599-2)

【児童生徒等に対する学びの保障等について】

「感染症や災害の発生時等の非常時におけるオンラインを活用した学びの保障について」

(令和3年10月5日付け 教高第2820号)

【児童生徒等又は教職員に陽性者が確認された場合の対応について】

「新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について」

(令和3年6月3日付け 教職企第1398号)

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～

(2022. 4. 1 Ver. 8)〔文部科学省作成〕」

「濃厚接触者の待機期間の見直し等について」 (令和4年7月25日付け 事務連絡〔文部科学省〕)

「濃厚接触者の待機期間の見直し等について（通知）」 (令和4年7月25日付け 教保第1823号)

「第七波の感染急拡大を踏まえたさらなる保健所業務の重点化について」

(令和4年7月27日付け 感企第2433号)

「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間の見直しについて（通知）」

(令和4年9月8日付け 教保第2069号)

「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間の見直し等を内容とする『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の変更について」 (令和4年9月9日付け 事務連絡〔文部科学省〕)

府健康医療部HP：

- 陽性者と濃厚接触の可能性がある場合の対応について
<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/youseinoukoujigyou.html>
- 事業所における新型コロナウイルス感染症感染急拡大時の対応について
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/kensataisei/noukou10niti.html>
- 新型コロナウイルス感染症の陽性者となった場合の対応について
<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/youseisyataiou.html#noukousessyoku>
- 抗原定性検査キットの配布事業（大阪府検査キット配布センター）
https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/kensataisei/kensakit_haihu.html

消費者庁HP：

- 新型コロナウイルスの抗原定性検査キットは「体外診断用医薬品」を選んでください！
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/025912/>

厚生労働省HP：

- 新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html